

要 望 書

【令和5年度第1回定例会】

千葉県町村議会議長会

目 次

- 第 1 町村行政の充実強化について
 - 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続について…………… 1

- 第 2 保健福祉行政の充実強化について
 - 1 国民健康保険における被保険者均等割額の減額について 2

- 第 3 生活環境行政の充実強化について
 - 1 合併処理浄化槽への転換に係る国庫補助の拡充について 3
 - 2 国道 1 2 7 号トンネル内の歩道の改良促進について …… 3

- 第 4 町村生活基盤の充実強化について
 - 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進及びアクセス道路の充実強化について…………… 4
 - 2 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について…………… 5
 - 3 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について…………… 5

- 第 5 教育文化行政の充実強化について
 - 1 G I G A スクール構想の実現に向けての支援について… 7

- 第 6 各種産業の振興発展について
 - 1 物価高騰に伴う土地改良事業に対する国庫補助の拡充について…………… 8
 - 2 農業用機械の燃料及び肥料等の資材価格高騰に対する継続的な支援について…………… 8
 - 3 農業振興地域の除外等に伴う手続きの簡素化について… 9

第 1 町村行政の充実強化について

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続について

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料価格等の物価高騰は、国民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼしており、その回復に向けての対策は、切れ目なく継続的に行うことが重要である。

については、生活者や事業者の負担軽減に資する支援を実施する上で、安定した財政運営で取組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財政支援の継続を要望する。

第2 保健福祉行政の充実強化について

1 国民健康保険における被保険者均等割額の減額について

国民健康保険制度における均等割額は、被保険者一人ひとりに掛かり、世帯人数の多い子育て世代ほど保険料（税）負担が重くなる仕組みとなっており、経済的な負担となっている。

については、国民健康保険の「子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額の減額」が令和4年4月から施行されたところであるが、子育て世帯の経済的負担の更なる軽減を図るため、均等割の減額措置の対象者や減額幅を更に拡充するよう要望する。

第3 生活環境行政の充実強化について

1 合併処理浄化槽への転換に係る国庫補助の拡充について

浄化槽は、公共用水域等の水質保全に寄与する恒久的な施設である。生活環境の保全及び公衆衛生の向上のためには、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が必要不可欠である。

単独処理浄化槽や汲み取り便槽は依然として多くが残存しているため、合併処理浄化槽への転換を推進しているが、転換費用の個々の経済的負担が大きい状況である。

については、合併処理浄化槽への転換を促進するため、国庫補助の拡充を要望する。

2 国道127号トンネル内の歩道の改良促進について

国道127号は、館山市から木更津市に至る県南地域を結ぶ幹線道路であるが、無歩道トンネルの改良が全く進展していない箇所がある。

当該トンネルは、幅員も狭小で、歩行者は車道を通行せざるを得ず、運転者側からは歩行者を視認できにくい状況にあることから、地域住民は通行を避け、大きく迂回するなどしている。

また、南房総地域は観光客の来訪が多く、歩行の危険性を知らない観光客が当該トンネルを歩行することもあり、極めて危険な状況である。

については、交通安全の確保及び周辺地域の観光振興の観点から、トンネル内の歩道の設置・改良推進を図ることを要望する。

第4 町村生活基盤の充実強化について

1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進及びアクセス道路の充実強化について

圏央道が首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡することで、成田空港や都心、さらには周辺各地へのアクセスを向上させ、沿線地域の「人・物の交流」の活性化とともに、観光、物流、または産業の発展など、地域経済に大きな好循環をもたらすことが期待される。

また、想定される首都直下地震等の災害時には、緊急輸送道路としても重要な役割を果たすことから、早期の全線開通は必要不可欠である。

加えて、成田空港周辺地域の企業立地・市場拡大・生産活動等のポテンシャルを最大限に活かすためには、成田空港へのアクセス道路は重要な動脈である。

については、次の事項を要望する。

- (1) 大栄 JCT－松尾横芝 IC 間について、令和 6 年度の開通に向け、確実に事業を進めること。
- (2) 公共交通の利便性に乏しかった空港東側地域において、アクセス利便性を飛躍的に高めるため、新たな IC（成田空港 IC 構想）の具体化に向け、事業の推進を図ること。
- (3) ETC 2.0 による圏央道から一時退出可能とする対象施設に、整備を進めている航空機及び滑走路等を眺望できる施設と既存の道の駅を加え、（仮称）国道 296 号 IC 及び成田国際空港直結 IC（構想）を一体的に扱い、いずれの IC からも退出・再流入できるようにすること。
- (4) 国道 296 号を 4 車線化すること。
- (5) 仮称国道 296 号 IC の正式名称については、地元、関係機関と協議のうえ早期に提案すること。

2 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタルを自宅のアンテナなどを使って受信できない新たな難視地域が多く存在している。そのため、難視地域を抱える自治体では、地上デジタル難視地域を解消するため、辺地共聴施設整備事業を実施している。

辺地共聴施設整備事業は、市町村又は共聴施設の設置者が事業主体となり、当該施設の整備については、国等から補助金が得られるものの、整備後の維持管理については、財政支援が受けられないため、市町村又は共聴施設の設置者にとって大きな負担となっている。

辺地共聴施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく公平性が確保されるべきである。また、防災の観点からも、地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達の導入を検討する中で、辺地共聴施設の維持管理は重要なものとなる。

については、維持管理費が過大となる市町村又は辺地共聴施設の設置者に対し、補助金等の財政支援を講じるよう要望する。

3 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、急激な海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状であり、海水浴場の開設ができないなど地域経済にも多大な影響

を及ぼしている。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策を早急に講じることが必要である。

については、養浜等の海岸侵食対策には、多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として採択することを要望する。

第5 教育文化行政の充実強化について

1 G I G Aスクール構想の実現に向けての支援について

G I G Aスクール構想の実現に向け、学校のI C T環境整備を持続的・継続的に推進することが重要である。

しかし、G I G Aスクール構想で整備された端末やI C T機器の運用や維持管理費は地方負担となっている。これに加えて、2020年度から導入された端末が徐々に新たな端末への更新時期に入るなど、各町村の財政に与える影響は大きく、特に財政規模の小さい自治体にとっては厳しい負担となる。

については、I C T環境整備の負担軽減に向け、次の事項について国庫補助の対象とするよう要望する。

- (1) ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理や更新時の費用
- (2) 端末の導入に当たっての学習支援ソフト及びセキュリティ対策に係る費用、予備端末購入費用等
- (3) I C T支援員の配置に係る経費

第6 各種産業の振興発展について

1 物価高騰に伴う土地改良事業に対する国庫補助の拡充について

土地改良事業は、農業水利施設や農地の整備、更には、整備された施設の維持管理を通じ農業生産のみならず、良好な農村環境の維持保全にも大きく寄与している。

昨今の原油価格・物価高騰の影響により、基盤整備などの土地改良関係の事業費が大幅に増額となり、自治体の負担も増加し、特に財政規模の小さい自治体にとっては少しの負担の増加でも大きな影響を受けるため、事業実施に支障をきたしている。

については、円滑な事業実施を図るため、原油価格・物価高騰による影響額について、国庫補助の拡充を要望する。

2 農業用機械の燃料及び肥料等の資材価格高騰に対する継続的な支援について

昨今の世界情勢による影響から農業用機械の燃料及び肥料等の資材価格の高騰により農家経営が深刻な影響を受けており、経営の継続が困難となる農家も発生している。

国における交付金を活用した独自支援策を行っているが、営農状況の悪化は抑えられていないのが実情である。

については、生産者の経営の安定化と営農意欲を維持するため、農業用機械の燃料及び肥料等の資材価格高騰に対する継続的な支援を要望する。

3 農業振興地域の除外等に伴う手続きの簡素化について

農業振興地域内農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、原則転用が禁止されており、転用を行う場合には、農用地区域からの除外後、農地転用の許可が必要となる。

農業振興地域の除外や農地転用の手続きには、多大な時間と手間を要するため、企業立地の好機を逃しているのが実情である。

また、農村地域の維持・活性化を図るためには、農地集積・集約化と農地確保をしつつ、公共施設等の設置や民間企業の土地利用需要に柔軟に対応していくことが重要である。

については、市町村が地域の実情に応じて自らの判断で企業立地の整備等を迅速に進めることができるよう、手続きの簡素化を要望する。